

令和8年度軽自動車税のしおり

143421-KD05

★車検時の納税証明書の提示が原則不要になりました★

令和7年4月から、二輪の小型自動車（排気量 250 cc超の二輪車）についても軽JNKS（軽自動車税納付確認システム）の対象となったことに伴い、車検時の納税証明書の提示が原則不要になりました。

※昨年度ご案内のとおり、口座振替により納付された方へお送りしていた「軽自動車税口座振替納付済通知書兼納税証明書」は、納付確認のオンライン化に伴い、令和8年度から送付しません。

■軽自動車税の納税義務者

軽自動車税は、4月1日現在登録のある車両を所有している方に1年間分を課税します。年度の途中で廃車や譲渡の手続きを行っても当該年度の軽自動車税は課税されます。（月割での還付等はありません。）

■二輪等の税率

車種区分	税率（年税額）	車種区分	税率（年税額）
50 cc以下	2,000 円	軽二輪車（125 cc超から 250 cc以下）	3,600 円
50 cc超から 90 cc以下	2,000 円	二輪の小型自動車（250 ccを超えるもの）	6,000 円
90 cc超から 125 cc以下	2,400 円	小型特殊自動車 農耕作業用	2,400 円
125 cc以下かつ最高出力 4.0kW 以下	2,000 円	小型特殊自動車 その他	5,900 円
特定小型	2,000 円	ミニカー	3,700 円

■三輪以上の軽自動車の税率

車種区分	標準税率		重課税率 ※
	初度検査 平成 27 年 3 月 31 日以前	初度検査 平成 27 年 4 月 1 日以降	
三輪（660 cc以下のもの）	3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上で乗用営業用のもの	5,500 円	6,900 円	8,200 円
四輪以上で乗用自家用のもの	7,200 円	10,800 円	12,900 円
四輪以上で貨物用営業用のもの	3,000 円	3,800 円	4,500 円
四輪以上で貨物用自家用のもの	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※賦課期日（4月1日）時点で初度検査（新車登録時、車両が受ける最初の車検）から13年を経過している三輪及び四輪以上の車両に、重課税率が適用されます。（令和8年度課税においては、平成25年3月以前に新車登録された車両が対象）

■グリーン化特例

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに初度検査を受けた車両で、特定の環境性能を満たしている場合、令和8年度分の税率に限り、軽減された税率が適用されます。

車種区分	標準税率	軽課A（※）	軽課B（※）
三輪（660 cc以下のもの）	3,900 円	1,000 円	2,000 円
四輪以上で乗用営業用のもの	6,900 円	1,800 円	3,500 円
四輪以上で乗用自家用のもの	10,800 円	2,700 円	
四輪以上で貨物用営業用のもの	3,800 円	1,000 円	
四輪以上で貨物用自家用のもの	5,000 円	1,300 円	

※軽課A）電気自動車・天然ガス軽自動車で平成21年排出ガス規制10%以上低減車または平成30年排出ガス規制適合車

※軽課B）令和2年度燃費基準+令和12年度基準90%達成車

※軽課Bについては、ガソリン車、ハイブリッド車で平成17年排出ガス規制75%低減車または平成30年排出ガス規制50%低減車に限る。

■廃車手続きのお知らせ

バイクや軽自動車等を紛失、盗難、解体処分などの理由により、現在所有していない場合や、転入出した場合には、手続きが必要となります。

手続きに関してご不明な点(必要書類等)については、下記の連絡先までお問い合わせください。

車種区分	お問い合わせ先	電話番号
二宮町ナンバーのもの	二宮町役場 税務課	0463-71-3317 (直通)
原動機付自転車以外の二輪車	湘南自動車検査登録事務所	050-5540-2038
三輪、四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 神奈川事務所 湘南支所	050-3816-3119

■減免の申請について

次に掲げる軽自動車等については、軽自動車税の減免を受けることができます。減免を受ける場合には、毎年申請が必要となりますので、**令和8年5月25日(月)**までに申請をしてください。

○公益のために直接専用するものと認められる軽自動車等

○障がい者の方が所有し運転するもの、生計を一にする方や常時介護する方がその障がい者の方のために運転する軽自動車等

○その構造がもっぱら障がい者の方の利用に供される軽自動車等

【申請時に持参していただく書類等】

軽自動車税納税通知書	軽自動車税減免申請書（継続の方）
自動車検査証または標識交付証明書の写し	運転する方の免許証の写し または マイナ免許証から出力した免許画像を印刷した書類
障害者手帳等の <u>原本と写し</u>	
所有者（納税義務者）のマイナンバーカードの写しまたは通知カードの写し	

【対象となる障害等の区分】

障害の区分	障害の級	障害の区分	障害の級
視覚障害	1級から3級、 4級の1	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（上肢機能）	1級、2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
聴覚障害	2級、3級	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能）	1級から7級
平衡機能障害	3級、5級	心臓機能障害	1級、3級、4級
音声機能障害又は言語機能障害	3級	じん臓機能障害	1級、3級、4級
上肢不自由	1級、2級	呼吸器機能障害	1級、3級、4級
下肢不自由	1級から7級	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級、4級
体幹不自由	1級から3級、5級	小腸の機能障害	1級、3級、4級
肝臓機能障害	1級から4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級

療育手帳	A (A1, A2)
------	------------

精神障害者保健福祉手帳	1級
-------------	----

◎お問い合わせ先 二宮町役場 税務課 町民税班（役場1階②番窓口）0463-71-3317（直通）